**墓地の廃止許可手続きについて**

１　まず、墓地が設置されている町役場の担当課で、改葬許可を受けてください。

（改葬許可：遺骨を他の墓地などに移す許可のこと）

　　町役場の担当課については、下表を確認してください。

２　次に、①～⑤の書類を各２部準備し、町役場の担当課へ提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| ①墓地廃止許可申請書 |  |
| ②墓地付近の地図 | 縮尺1/2500程度。墓地の場所が分かるよう しるしをつけた住宅地図など |
| ③墓地の平面図 | 墓地を上から見て、縦と横の長さを記載したもの |
| ④墓地の姿図 | 墓地全体を撮影した写真でも可 |
| ⑤墓地の土地登記事項証明書 | 申請前３ヶ月以内に、法務局で取得されたもの |

　　※廃止許可申請者と墓地の所有者が異なる場合は、その関係性が分かる

書類（戸籍謄本など）も提出してください。

３　書類内容に問題がなければ、広島県西部保健所で廃止許可証を発行します。

４　廃止許可証の受取後に、墓地を廃止してください。

（さら地にしてから、法務局で土地の登記地目を墓地以外に変更）

【 町役場担当課一覧 】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 町名 | 担当課名 | 住所 | 電話番号 |
| 安芸郡府中町 | 環境課 | 府中町大通三丁目5番1号 | 082-286-3242 |
| 安芸郡海田町 | 地域みらい課 | 海田町南昭和町14番17号 | 082-823-9219 |
| 安芸郡熊野町 | 生活環境課 | 熊野町中溝一丁目1番1号 | 082-820-5606 |
| 安芸郡坂町 | 環境防災課 | 坂町平成ヶ浜一丁目1番1号 | 082-820-1506 |
| 山県郡安芸太田町 | 住民課 | 安芸太田町大字戸河内784番地1 | 0826-28-2116 |

様式第２号（第４条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 墓地  ~~納骨堂~~  ~~火葬場~~ | ~~変更~~  廃止 | 許可申請書 |  |

令和　　年　　月　　日

　広島県知事　様

郵便番号

申請者　住所

法人にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

電話番号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により | 墓地  ~~納骨堂~~  ~~火葬場~~ | の | ~~変更~~  廃止 | の許可を受けたいの |

で、関係書類を添えて申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 許可年月日及び許可番号 | 年　　月　　日　　　　第　　　　号 | | |
| 墓地等の名称 |  | | |
| 墓地等の所在地 |  | | |
| ~~変更~~(廃止)の理由 |  | | |
| 変更にあっては、変更事項 | 変更前 | | 変更後 |
|  | |  |
| 変更にあっては、工事の着手及び完成予定年月日 | 着手 | 年　　月　　日 | |
| 完成 | 年　　月　　日 | |
| 廃止にあっては、廃止後の処置 |  | | |

添付書類　1　墓地、納骨堂又は火葬場及びその付近の略図

~~2　納骨堂又は火葬場の廃止の場合は、敷地及び施設の図面~~

~~3　変更前後の区域又は敷地及び施設の図面(廃止の場合を除く。)~~

　　　　　4　土地の登記簿謄本

　　　　　5　土地所有者その他の権利者の承諾書(廃止の場合又は申請者が土地所有者等の場合を除く。)

~~6　申請に関する意思決定書~~

注　1　不用の文字は、消すこと。

　　2　用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。